**地域DX推進体制の構築に向けた■■県と●●市との連携協力に関する覚書**

■■県（以下「甲」という。）と●●市（以下「乙」という。）は、地域DX推進体制の構築に向けた相互の連携協力について、以下の事項に合意した。

（目的）

第1条　甲と乙は、相互に連携協力し、令和6年度、総務省「地域デジタル基盤活用推進事業（地域DX推進体制構築支援）」を活用して■■県における地域DXの推進体制を構築することを目的として、この覚書を締結する。

（協力事項）

第2条　前条の目的を達成するため、甲と乙は次の事項に連携協力して取り組む。

（1）乙の地域における地域DXの推進

（2）乙の取組の成果を活かした■■県における地域DXの推進

（3）■■県における持続可能な地域DX推進体制の構築

（4）上記（1）～（3）に取り組むための総務省「地域デジタル基盤活用推進事業（地域DX推進体制構築支援）」の共同申請・共同実施

（期間）

第３条　この覚書の有効期間は、覚書締結の日から令和7年3月31日までとする。

（連携協力の継続）

第４条　前条の期間の後も、第2条（1）～（3）に掲げる事項をより高い水準で実現することを目指し、甲と乙は、連携協力の継続のための協議に真摯に取り組むものとする。

（その他）

第５条　この覚書に関して追加・変更すべき事項その他疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、覚書の変更等必要な対応を行うものとする。

上記の合意内容を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年２月●日

（甲）●●市●●町●番●号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　■■県

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●課長　　●●　●●

（乙）●●市●●町●番●号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●市

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　●●部●●課長　　　　●●　●●